

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

平成30年中の不当労働行為事件の新規申立て件数は1件で、取扱件数は前年からの繰越し3件と合わせて4件である。そのうち3件が終結（全部救済、関与和解及び取下げ各1件）し、1件が繰越しとなった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としている。平成30年中の終結事件3件のうち、2件は目標期間内で終結したが、1件は482日（1年3月と25日）と、1か月近く超える結果となった。終結事件3件の平均処理日数は、397日（約1年1月）となっている。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数 (単位：件)

区 分		年						
		26	27	28	29	30		
係 属 事 件	前年からの繰越し	5(2)	2(1)	—	—	3(0)		
	新規申立て	5(4)	2(1)	4(3)	4(0)	1(0)		
	合 計	10(6)	4(2)	4(3)	4(0)	4(0)		
終 結 事 件	取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	—	—	1	—	1	
		和 解	無関与	1	1	1	—	—
			関 与	7	3	2	1	1
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	—	1	
		一 部 救 済	—	—	—	—	—	
棄 却		—	—	—	—	—		
却 下		—	—	—	—	—		
合 計		8	4	4	1	3		
翌年への繰越し		2	0	0	3	1		

(注)・() は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年					
		2 6	2 6	2 7	2 8	3 0	
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	—	—	7 7	—	4 4 3	
	和 解	無 関 与	1 2 2	2 4 4	1 8 4	—	—
		関 与	1 3 9	2 2 8	1 4 8	2 9 7	4 8 2
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	—	2 6 6	
	一 部 救 済	—	—	—	—	—	
	棄 却	—	—	—	—	—	
	却 下	—	—	—	—	—	
総 平 均		1 3 7	2 3 2	1 3 9	2 9 7	3 9 7	

2 不当労働行為事件一覧

事件番号	業種等	法7条該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終結 処理日数	担当
29 (不) 1	業種：公務 従業員数：1,425人	3	1 組合事務所を貸与すること 2 掲示板を使用させること 3 組合宛ての郵便物を取り次ぐこと	申立て 29.1.18 調査4(0)回 審問2(0)回 和解2(1)回 取下げ 30.4.5 443日	公 船越 労 山崎 使 平野 西村 熱田
29 (不) 3	業種：製造業 従業員数：75人	2	1 団体交渉の実施 2 謝罪文の掲示	申立て 29.6.28 調査3(0)回 命令(全部救済) 30.3.20 266日	公 村上 労 本原 使 平野 熱田 久保田
29 (不) 4	業種：教育、学習支援業 従業員数：約500人	1,2,3	1 定年後再雇用の雇用条件を利用して組合脱退工 作をしないこと 2 組合員の再雇用に際 し、非組合員と同等の条 件で再雇用すること 3 団体交渉に誠実に応じ ること 4 謝罪文の手交及び掲示	申立て 29.8.2 調査5(3)回 審問2(2)回 和解3(3)回 関与和解 (取下げ30.11.26) 482日	公 金原 労 船越 使 鈴木 森 本原 西村 金田 天野
30 (不) 1	業種：運輸業、郵便業 従業員数： 約56,450人	1,2	1 団体交渉の実施 2 組合員を採用したもの として取り扱うこと 3 謝罪文の掲示	申立て 30.5.28 調査2(2)回 〔公益委員の忌避 申立て(労) 30.9.10 決定(却下) 30.9.27〕	公 村上 労 山崎 使 平野 熱田 久保田 松村

- (注)・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
 ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、30年中の実施回数を(□)回と表示している。
 ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。